

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

◇学士課程教育の目標達成のための具体的な措置

1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。

- ① 「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の開始により、新たに講義と組み合わせた少人数での演習・実習・実験を導入する。
- ② 女性リーダー育成プログラムの充実を図る。
- ③ 少人数ゼミを充実させる。
- ④ コア科目として「お茶の水女子大学論」を引き続き開講するとともに、現代GPとの連携により、学生のキャリア教育を一層発展させる。

2. コアクラスター制度を発展させ、「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の観点から、文理双方にまたがる知識・見識の養成を図る。

学部を越えた副専攻制度であるグローバル文化学環の周知を徹底する。

3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。

- ① 習熟度別クラス編成を現行の2段階から3段階に増やし、さまざまな習熟度の学生に対しより適切な授業を行う。
- ② 英語圏での海外短期語学研修、国内「語学キャンプ」を実施し、英語のコミュニケーション能力と異文化理解の向上を図る。一部で英語による授業を行い、研修の効果を検証する。
- ③ 英語の自習プログラムを充実させる。

4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、国際協力に関心を抱く人材を養成する。

国際協力に貢献できる女性人材の育成をめざす教育プログラムを構成し、学生が積極的に活動に参加できるような環境を目指す。

5. 学士課程・大学院課程の連携プログラムについて、具体的な案を策定し、試行する。

6. 教育課程の編成および改善等の検討を、全学教育システム改革推進本部（リベラルアーツ部会、教育改革部会、学務部会）で行い、実施する。

◇大学院教育の目標達成のための具体的な措置

1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。

大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」を中心として、学際的・総合的な視点から副専攻科目群を強化し、学生の新領域への挑戦を支援する。

2. 交流協定校との間で、学部や大学院課程におけるダブル・ディグリー制度の設置の検討を進める。

3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。

科学技術振興調整費によるプログラム「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」を完成させ、子育て中の教員に対する研究支援により、研究者自身の研究を通じ

て、学生への教育効果増大を図る。

4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。

昼夜開講制を継続する。

5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。

TA制度を整備・強化し、さらにサイエンス・パートナーシップ・プログラム等により教育経験の充実を図る。

6. ライフサイエンス専攻（博士前期・後期課程）の「特設遺伝カウンセリングコース」で、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。

遺伝カウンセラー養成課程の大学院生を対象とした博士論文指導を実施する。

7. 大学院の組織の改革を検討する。

平成19年度に改組した「大学院人間文化創成科学研究科」の組織・運営について検証を行う。

8. 現職教員の再教育について、専門職大学院による形態だけではなく、社会的な要請を踏まえた取組の中で実施していく。

教育職員免許状の更新制度の導入に伴い、大学が実施する更新のための講習会の実施に向け具体的な検討を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策

現在実施している、推薦入学、前期日程試験、後期日程試験、帰国子女・外国学校出身者特別選抜、AO入試、高大連携特別選抜、3年次編入学試験を維持するとともに、合理的かつ有効な実施方法について検討を行う。

◇学士課程

1. 全学を入試単位とするAO入試の効果を測定し、充実を図る。また、入試情報データベースを活用し、多様な入試による入学後の教育効果について検証していく。
2. 平成20年度に入学した高大連携特別選抜1期生の入学後の状況を把握し、特別選抜（指定校推薦入学）の有効なあり方について引き続き検討を続ける。

◇大学院課程

1. 前期・後期課程における推薦選抜や8・9月入試方法を検討するとともに、推薦入学者及び10月入学者の入学後の状況を調査し、10月入学制度を利用しやすい環境作りに努める。
2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - 1) 学長直轄の「全学教育システム改革推進本部」を中心に、学部の枠を超えた全学的で体系的な教育運営を図る。
 - 2) 学士課程・大学院課程の連携プログラムについて、10月入学制度など「とび入学」を活用できる具体的な案の検討を行う。
 - 3) LA科目の新設に合わせ、専門教育科目を含めて時間割など、学生が受講しやすい環境を整える。学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。
 - 4) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。

理系の基礎教育を充実させ新入生の学力向上を図る。

5) 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。

文理融合リベラルアーツ科目群の導入に加え、新入生の学力状況を把握しながら、理系の基礎教育を進める。

- 6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育における適切な科目配当と年次配当を行う。
- 7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。
- 8) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を充実発展させた、「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の導入を確実に行之、グローバル文化学をはじめとする副専攻科目の充実を図る。
- 9) 21世紀型市民（教養、専門、公共性、改革力）に必要な、社会人基礎力及び国際通用性を養うために、教養教育としての「文理融合21世紀型リベラルアーツ」を立ち上げ、その中で、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の要素を含んだ教育の充実を図る。
- 10) 教職課程の適正な実施とともに、介護等体験実習を支援する。
- 11) 転学部、転学科に関する学生からの相談にきめ細かく応じる。

3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位認定を継続し、交換留学における単位の一括認定制度を新たに設ける。
- 2) 習熟度別クラス編成を「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語」において引き続き実施するとともに、「英語基礎強化ゼミ」も引き続き開講し、少人数化（20名～30名）を推進する。
- 3) 新入生対象の基礎ゼミを充実させるため、文理融合リベラルアーツ科目群のなかに、テーマ別の演習や実習を設ける。
- 4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進し、引き続き学生への周知に努める。
- 5) 内容を充実させたシラバスの活用を教職員・学生に徹底する。
授業等の運営に常時利用できる学生用ポータルサイトを設ける。
- 6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。

シラバスや学生用ポータルサイトを利用して、参考文献や学習への指示を行い、自主的学習を支援する。

4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

受講の上限単位数のガイドラインを教員及び学生に周知し、適切な履修指導を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 「21世紀型お茶の水女子大学モデル」の具体化のため、教養教育改革としての「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の推進、学部及び大学院における教育システム改革、FDや授業評価などを「全学教育システム改革推進本部」において、全学視点で進めていく。
2. 教員活動状況データベース・授業評価などを活用して、教育評価を行い、全学教育システム改革推進本部及び総合評価室を通じて改善を図る。

授業評価アンケート、卒業時教育アンケート等を継続的に実施するとともに、教員活動状況データベースを活用して、教育評価を行い、教育活動の改善を図る。

3. 大学院改組の実施を踏まえ、教員再配置のシステムを構築する。

教員再配置システムを構築するために、教員活動状況データベースおよび個人活動評価を積極的に活用する。

4. グローバル教育センターにおいて、語学教育の充実を図る。

CALL教室や語学教材の充実を図る。

5. 図書館の情報化、情報基盤センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。

外国雑誌を中心に電子ジャーナル利用環境の整備を図る。

6. 教養教育を含め、補助を必要とする学部、大学院博士前期課程の授業科目にTAを効率的に配置する。また、TAのガイダンスを行い、個々の学生に対するきめ細かい教育を実施する。

7. グローバル教育センター等で、学外と協力して共同教育を実施する。

開発途上国支援のための女性人材プログラム、インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育、プレースメントテストなどを実施する。

8. 大学院改組により、教員は研究院に所属するとともに教育院と学部を兼担することで、学内の人的資源を有効に活用する。

9. 学内でのFDを充実させるとともに、海外からの教員招聘による国際規格のFDを実施し、教育方法の改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

意見箱を継続して設置し、様々な意見を収集して問題の解決を図る。なんでも相談窓口を設置する。

◇学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. 授業科目選択や学習計画作成のためのガイドブックを作成し、オリエンテーションを行う。

多様な学生群別にオリエンテーションを実施する。

2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。

オフィスアワーの設定を義務付けるとともに、シラバスへの掲載による学生に周知を図る。学生・教職員間のポータルサイトを開設し、授業科目ごとのきめ細かな学習指導体制を強化する。

3. ピアサポーターのスキル向上を図るため講習会を開催し、学生による学生のための支援体制（ピアサポートプログラム）の充実を図る。

4. 図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。オープンソースソフトウェアを利用したIT教育を推進する。

① 図書館に大学院生用の自習スペースを整備し、開放する。

② パソコンの貸与を継続するとともに、パソコン相談室を整備し、IT教育を推進する。

5. 各部局で所蔵している図書のオンライン目録の整備を図るとともに、学生用図書の附属図書館への集中化を促進し、学生の自由な閲覧を可能にする。

附属図書館のリベラルアーツコーナーに、「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の各系列ごとの参考図書を置き、全ての学生の利用に供する。

6. 国際本部の留学相談体制をハブとした海外留学や海外研修に関心のある学生のネットワーク構築を手がける。

7. 国立科学博物館及び東京国立博物館、国立美術館メンバーズ会員に継続して加入する。

◇生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。

予防的なカウンセリング体制を継続していき、心理的健康の向上を図っていく。

2. 保健管理センターにおける健康診断の受診率を高め、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。

受診率を高めるため、在学生に周知を徹底する。

3. 就職支援体制を整備する。就職採用活動の早期化や多様化に対応するために、「就職・キャリアガイダンス」を年間を通じて実施する。

4. インターンシップの拡充を図る。

全学共通科目「インターンシップ」などインターンシップ関連科目の充実を図る。

5. 留学生チューター制度の充実を図る。

留学生チューターの質の向上を図るため、従来の採用時の面接に加え、年度当初に新規採用者に対しきめ細かなオリエンテーションを実施する。

◇経済的支援に関する具体的方策

1. 奨学金の充実を図る。

① 既存の奨学金について検討を行い、充実した制度を目指していく。

② 「再チャレンジ支援プログラム」により、半期毎に授業料の半額を免除し、女性研究者育成のための就学支援を実施していく。

2. 斡旋業務を委託しているアルバイト情報ネットワークを通して、アルバイトの情報提供を図る。

3. お茶の水女子大学後援会による 学生支援事業を継続する。

4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。

お茶の水女子大学後援会の支援を受けて、学生の経済的支援充実を図り生活環境や学業資金の一助とするため、学資等緊急貸付制度を継続し、学内に周知する。

◇社会人・留学生等に対する配慮

1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。

2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の充実を図る。

3. 富永ふみ教育基金等による途上国女子留学生に対する支援のための奨学金希望者の募集を開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇目指すべき研究の方向性

1. 国際的に認知される研究を行う。

① 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を行う。

② 日本学術振興会の若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム「校風をつなぐ女性科学者の育成 ―第2のマリー・キュリーをめざせ―」を実施し、海外での研究活動を体験させる。

2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探索することによって、若手女性研究者を育成する。

科学技術振興調整費によるプログラム「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」を実施し、研究環境の改善を図る。

3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。

4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。

5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。

大学の社会に対する責任を踏まえた体制を構築する。

◇本学として重点的に取り組む領域

1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。

2. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。

① グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」および大学院先端融合部門で行っている研究分野と連携し、お茶大アカデミックプロダクションが実施する、科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」事業などの研究プロジェクトを、引き続き推進する。

② 生命情報学教育研究センターを新設し、生命情報学分野を新たに展開する。

3. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。

① グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」、「幼・保の発達を見通したカリキュラム開発」、「リスク社会対応型コミュニケーション・システム開発」及び「女性リーダー育成プログラム開発」などの研究プロジェクトを引き続き推進する。

② 特別教育研究経費事業「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」の一環として先駆的女性研究者の資料の収集と保存を行い、今日的意義を持つ課題について、研究の推進を図る。

◇研究成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室及び広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、ホームページ等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。

① 知的財産統括アドバイザーの支援のもとで、知的財産管理体制構築に向けての中期アクションプランを策定・実施し、効果的な研究成果・シーズ情報の発信及び産学官連携推進の方策を検討し、可能なものについては速やかに実行する。

2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。

① 教員研究発表会を引き続き実施するとともに、学内外への効果的な研究成果の普及方法について検討する。

② 教員活動状況データベースを活用し、ホームページ、広報誌等を通じて研究成果を公開する。

③ 学外から有識者を招き、研究推進フォーラムを開催する。

3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。

4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。

◇研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 教員活動状況データベースに基づき、研究の水準・成果を評価するシステムをさらに良いものに発展させる。附属学校への導入に向けて実施体制や運用規則の整備を検討する。

2. 論文数のみならず、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も

導入しつつ、より客観的な検証を試みる。これらのデータが利用できない分野での定量的評価の方法を検討する。

3. 教員活動状況データベースの重要性を全教員に周知させ、データ入力の義務化を徹底する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

◇女性研究者の研究支援に対する具体的方策

1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。

① 研究に専念するリサーチフェローを継続を含め10名以上確保するとともに、研究費を支給することにより研究活動を支援する。

② 日本学術振興会の特別研究員制度への応募を奨励する。

2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。

① いずみナーサリーの積極的な活用を図るとともに、科学技術振興調整費「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」において職員宿舎との連携による女性研究者支援を実施する。

② 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を継続する。

3. 女性若手研究者の育児期間中の勤務を容易にするために、柔軟な勤務体制を定めた制度の円滑な運用を図る。

① 科学技術振興調整費によるプログラム「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」事業により、子育て中の女性研究者の「9時—5時」勤務が可能な体制作りを図り、教育研究機関としてのワーク・ライフ・バランスの実現指標を提案する。

② 次世代育成支援対策の一環として、両立支援にかかる諸制度等を掲載したハンドブックを紙媒体のみならずWEB上で配付し、周知を図る。

◇適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。

① 新教員制度、大学院改組等の実施を踏まえて、先端融合部門の人事を流動化させることを引き続き検討する。

② 新教員制度における新たなテニユアトラックの実施に伴う、任期付き教員の配置を検討する。

2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として教育研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。

外部資金及び特別教育研究経費等により採用される研究者等の人数の維持・増加を図る。

3. 大学院を改組し先端融合部門を設置し、他大学との連携が構築しやすくなった環境を生かし、大学設置基準等の改正を視野に入れた、他機関との連携及び研究科等の共同設置の可能性を検討し、そのための基礎調査を開始する。

◇研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 重点研究領域に関して、学長裁量経費などの活用も含め、研究資金の特別配分を実施する。

2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研の整備を行う。また、研究費の重点配分を鑑み、グローバルCOE、特別教育研究経費事業、教員研究費重点配分等による研究支援を行なう。

3. ポスドクや博士後期課程学生対象の海外留学支援奨学金の拡充に引き続き努める。

◇研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」に基づき、研究に必要な施設・設備の再配分と戦略的使用の推進に努め、重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。

2. 機器に関しては、原則として、共通機器センターが集中管理を行い、共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たるものとし、機器の有効活用のため共通機器センターの機能拡充を図る。

◇知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 研究推進・社会連携室が中心となって設立した知財本部における専門員の登用と知的財産アドバイザー制度の利用により、知的財産の創出・取得・管理及び活用の支援を行う。

① 特許庁事業に基づく知的財産統括アドバイザーの派遣と、JSTの特許調査員からの調査業務支援を受け、知的財産本部において知的財産の創出・保護・管理・活用及び実施の推進に取り組む。

② 教職員、学生等を対象とするセミナーの開催等により、知的財産に係る理解の促進及び意識改革を図る。

③ 知的財産に係る専門人材の育成と確保を図る。

◇その他、研究の質を保全するための具体的方策

1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づき、研究推進・社会連携室で、研究の倫理に関する問題を検討するとともに、研究費の不正使用防止を図る。

◇全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

1. 各教育研究センター間の連携を強め、研究、教育及び社会貢献を進める。

2. 各教育研究センターの個別活動を支援すると同時に、研究推進部を拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。

3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が結集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。

◇学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項

1. 研究を推進するため、研究推進部及びCOE部を設置し、研究推進部に教育研究部門と基盤部門を置く。

2. 国際化、社会連携のため、国際本部を置く。また、センター本部の中に社会連携部を設置する。

3. 人間文化創成科学研究科附設の『心理臨床相談センター』における学生による相談実習の充実、地域との連携、臨床研究の活性化を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

◇社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

1. 大学院博士前期課程の「保育・教育支援コース」をさらに充実させ、当該コースにふさわしい人材を選抜して、社会人、特に保育従事者の現職を受け入れ、その研究や上位

資格の取得を支援する。

2. 現職教員対象の研修、児童対象の実験学習プログラムを実施する。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を、地域教育委員会と連携しつつ積極的に実施する。
3. 研究推進・社会連携室は、研修成果の社会的還元を目指すとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。
4. 教育・研究上の社会連携を行う方針を今後も検討していく。その上で自治体との総合協定を結び教育サービスを提供する。

◇産学官民連携の推進に関する具体的方策

1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。
 - ① 研究者要覧の充実を図り、ホームページの充実と共に本学の資源を開示し、民間企業との共同研究を推進できるようにする。
 - ② 産学官連携推進会議等に参加し本学の教員の研究内容を紹介する。

2. 寄付講座の設置を検討する。

既存の寄付講座の成果を基に、新たな寄付講座の設置を模索するか、またはプロジェクトラボ（外部資金による研究スペース）を活用した産学官連携プロジェクトの推進を検討する。

3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する方法を検討する。

◇地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策

1. 学部・大学院における大学間単位互換制度を拡充強化し、学生に周知することにより、本制度の活用を促進する。
2. 五女子大学コンソーシアムの強化充実の一環として、女子中高生および大学生向けの理系進路相談などのイベントを企画、実施する。

◇国際交流の推進に関する具体的方策

1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより強化するために、交流プログラムを通じて、教員・学生による相互の積極的な交流を引き続き推進する。

タイ・バンコクに設置したバンコク・オフィスを拠点に近隣諸国に対し宣伝活動を行い、優秀な人材の留学機会の増加を目指す。

2. 海外の大学との間のダブルディグリー制度について、可能性を探り、制度設計を検討する。

3. 交流協定校との短期研修プログラムによる相互交流を推進する。

- ① アジアにおいて学生交流だけでなく国際協力をベースにした交流を推進する。さらに未締結地域との協定締結の可能性を検討する。
- ② 短期研修プログラムやシンポジウムの共同開催及びインターンシップなどによって交流協定校との相互交流を推進する。

4. 「アジア女性研究者支援事業」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。

短期間の招聘を推進することで、招聘事業の活性化を図る。

5. 多様な形態の国際シンポジウムの開催を実施する。

6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、アフターケアを図る

とともに、国際交流の拠点としての活動を要請する。

バンコク・オフィスを活用した帰国留学生のネットワークの形成及び国際協力教育を推進する。

7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。

地域住民に対し、異文化理解講座や外国語講座を開催するとともに、自治体の国際理解事業に留学生などを派遣する体制を整備する。

◇教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. グローバル協力センターを中核として、アフガニスタンをはじめとした開発途上国への女子教育に関する国際協力活動を実施する。

開発途上国における乳幼児保育支援のため、「国際教育協力イニシアティブ」及びJICA地域別研修「中西部アフリカ幼児教育」を進める。

2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。

3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域と連携して、交流会やホームステイ及びペアレント制度などによる支援を企画・運営する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。

2. 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の5附属が同一キャンパスにある特色を生かし、人間発達教育研究センターや大学教員との共同研究の体制を作り、学校間移行接続あるいは教育課程や教育実践に関する課題を設定し、研究を進める。

3. 附属学校生徒に対する特別選抜を引続き実施する。その結果をもとに選抜方法等の改善点を検討する。

① 特別選抜制度の一環としての全学の諸学科・講座に設置した連携授業「選択基礎」の効果測定を行いながら、その充実を図る。

② 高大連携教育プログラム「教養基礎」などについて評価を行い、結果をフィードバックしたうえでそのさらなる充実を図る。

4. 大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。

5. 開発途上国への教育協力（女子教育、乳幼児教育を中心に）について、研修などに関して附属学校を活用する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1. 法人と大学との一体的な運営が確保できるよう、法人の長と学校教育法上の学長としての資質を備える人物を選出し得るような学長選考のシステムを確立する。

関連する諸規則の検討を継続する。

2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、系会議、教授会、代議員会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。

3. 国際本部、センター本部を新設するとともに、全学教育システム改革推進本部や総務室等の本部・室体制及び総務チーム等のチーム制の効率性等の検証を行う。

4. 役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「役員打合せ会」を開催し、業務運営の改善を図る。

学長のマネジメント体制の下での運営組織の整備を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1. 学部における学科及び研究科の専攻の存在意義、学生定員・教員数の維持は、3年終

了時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。

「部局別評価」の結果を、教育を担当する組織の検討などに利用する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

◇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1. 3年終了時の評価を基に実施した、人員の再配置を受け、さらに配置の最適化を目指し、組織の見直しを行う。

特に、センターを兼務している教員のセンター業務に対する活動評価に応じ、センターのさらなる見直し及び担当教員の適正配置を行う。

2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。

平成18年度より実施している教員の個人活動評価の昇給への反映を踏まえ、より有効な教職員人事配置や給与査定に向けて、個人活動評価システムの改善を行う。

◇柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 世界最高水準の高等教育機関としてふさわしい人材の積極的な確保が可能となるよう、外国人研究者を含む、優れた教員を招へいするための特別な雇用制度について検討する。
2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。

学長のリーダーシップに基づく教員採用と配置を継続的に進める。

3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。

定年後の人材を客員教授として特定業務のために活用する。

4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。

リベラルアーツ教育と連携し、非常勤講師のより効率的な配置を検討する。

5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。

- ① 教員制度などの改組を反映し、サバティカル制度の実効的な運営を図る。
- ② 成果報告等を広く学内に情報発信することにより、引続き円滑な制度の運用に努める。

6. 職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。

- ① 短期海外研修についてアジア近隣諸国との連関を構築するに期待ができる研修先を検討する。

- ② 心身のリフレッシュのための一週間以上の連続休暇の取得が可能となるよう、会議等の自粛等による環境づくりを一層推進する。

7. 非常勤職員について、育児休業、介護休業制度を導入する。

男女とも育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組むとともに、新たな次世代育成支援対策行動計画を策定し、計画に沿って実行していく。

8. 裁量労働制の導入を検討する。

裁量労働制の定着を推進し、引続き円滑な制度の運用に努める。

◇任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策

1. 特定ポストや外国人教員に関しては、任期制を導入する。

任期制を適用するポストの円滑なる運用を図る。

2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。

◇外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

1. 各分野に相応しい外国人数員のための雇用システムを検討する。

外国人数員のための雇用システムを検討し、雇用に努める。

2. 女性の教員比率の低い領域の新規教員採用に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則を設ける。

女性を積極的に登用し学内外の人事の流動性を高める。

3. 女性の役職への登用を促進する。

◇事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施するほか、本学独自の採用制度を構築し、活性化を図る。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。

2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。

制度の検証を行い、経営面での意識改革において効果の期待できる仕組みを構築する。

3. 他機関との人事交流を拡充する。

4. 女性の役職への登用を促進する。

◇中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

1. 学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。

人件費の推移シミュレーションを実施し、それに基づき、平成22年度以降の削減計画を含めた人員に関する基本方針を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

◇事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策

1. 研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。

新任職員研修、危機管理研修、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止研修の他、より効果の期待できるマネジメント研修の在り方を探り、随時実施していく。

2. 業務コスト意識の高揚を図る。

必要に応じて業務のマニュアル化を進め、各チームで業務の検証を行う。その過程で、コスト意識の高揚化を図り、具体化する。

◇事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策

1. 業務運営の迅速化を図る。

平成19年度の業務を見直しながら、適正な経費執行を担保しつつ、人員の配置等を考慮して、さらなる効率化・迅速化を推進する。

2. 事務書類の簡素化を図る。

諸会議などの必要書類の厳選化、電子データの利用の促進、グループウェアの活用への推進、保存書類の分別の徹底を引続き行う。特に、グループウェアに関しては、その活用促進を図るため、教職員を対象に利用講習会を開催する。

3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。

コスト削減の観点から、契約業務等を人材派遣により外部委託するという方針を維持・発展させるなど、引き続きアウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。

4. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。

全学的な視点から業務内容を分析し、繁忙期に人材派遣により外部委託するなど、更なる効率的な体制を推進する。

5. 電算システムの充実を図る。

教務関係システムの充実を図り、教員、職員の業務の効率化を促進する。事務系職員にも情報関係の授業の聴講を広げ、職員の情報に関する知識、技術の向上を図る。

◇課・系の再編統合等に関する具体的方策

1. 関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。

チーム制の問題点等を抽出し、引き続き、事務組織の再編統合の可能性を検討する。

2. 学長を直接サポートする組織を検討する。

学長直轄組織の検証を継続し、実効力のある組織運用を図る。

3. 全学教育システム改革推進本部及び総務室、財務室等、各本部・室体制を直接支える事務組織の検証を行う。

◇専門職制の導入に関する具体的方策

1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。

国際感覚と語学の才能、入試業務の知識、情報の知識、就職指導等の専門的知識を有する人材等の確保と養成を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

1. 競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。

競争的研究資金を獲得するための体制を整える。

2. ホームページの充実と共に、本学の資源を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。

外国語による広報誌及び、ホームページによる国際的な発信体制を整える。

◇収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。

大学説明会・大学院説明会を充実させ、高校・予備校に対する広報活動を拡大・強化し、多様な選抜形態の役割を明確化して効果的な入試広報を行い、受験生、新入学生の確保を図る。

2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、入学検定料、入学料、授業料の額を検討する。

学生納付金等に関し、適切な額を検討する。

3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。

4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。

教室等の外部利用について、利用申請の時期、使用範囲を考慮しながら引き続き取り組んでいく。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇人件費の抑制に関する具体的方策

1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

概ね1%の人件費削減を図る。

◇管理経費の抑制に関する具体的方策

1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。

事務の外部委託や非常勤職員等の配置を検討し、引き続き一般管理経費の削減に努める。

2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。

一般管理経費については、経常的な部分と一時的な部分を分離させた上で、予算、決算の各々の観点から引続き目標管理を徹底していく。管理部門において定期的に執行内訳を示し、管理費抑制を目指す。

3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。

省エネ型機器を導入し一般管理経費の削減に努める。

4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。

夏季一斉休業を実施して光熱水料金の削減に努める。又、前年度の削減値を上回るように学内へ啓蒙する。

5. ペーパレス化を図る。

① グループウェアを引続き活用し、会議資料の厳選化を更に図る。

② I T便利帳の充実を図り、紙媒体での学内周知を軽減する。

◇施設設備費の抑制に関する具体的方策

1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。

2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を引き続き整備するとともに、学内規則等策定の検討を行う。また、資金運用相談役の体制の検討を行う。

2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。

大学建物・室の管理運営に関する諸規程に基づき、弾力的な施設利用を促し、資産の有効活用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇自己点検・評価の改善に関する具体的方策

1. 自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。

文系・理系の事情を考慮しつつ、評価の定量化の方法を検討する。

◇評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

1. 大学院改組後の自己点検・評価を総括し、その結果を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。

新たな組織運営において部局別評価・個人活動評価の結果をフィードバックし、大学の組織および運営の改善に努める。

2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部に評価内容を知らせ、学部・学科等の運営改善に役立たせる。

個人活動評価の本人及び所属組織へのフィードバックおよび大学運営への反映方法の

改善を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

◇大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策

1. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。

ホームページ等の編集に学生が参加する体制を構築する。

2. マスメディア等で活躍する卒業生の情報を把握し、組織化することによって大学の広報媒体の拡大を図る。

3. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。

- ① 「お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション (TeaPot)」のデータベースの充実を図り、本学の教育研究成果の情報発信を推進する。
- ② 先駆的女性研究者資料のデータベース化とともに大学貴重資料の電子化を行い、ホームページで公開する。

◇情報公開活動における紛争防止等に関する具体的な方策

1. 関連する規程の見直しを図る。
2. 広報の危機管理体制を整備する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

◇本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置

1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定し直し、整備を推進する。

◇施設設備等を整備するための財政措置の検討

1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。

「お茶の水女子大学教育研究環境整備プロジェクト」のもと、施設設備等を整備するため、新たな財政手法の導入を引き続き検討する。

◇キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置

1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。

附属図書館の改修工事Ⅲ期（カフェテリアゾーン）の整備等を行い、全学的施設の有効活用を図る。

2. 実験設備の共有化促進の検討を行う。

3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM（施設管理マネジメント）の活用を検討する。

◇施設設備の経年劣化に対応する整備

1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。

◇キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置

1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。

温室ガス排出量削減や、構内環境の維持保全等を行い、景観や環境に配慮した快適なキャンパスの保全に努める。

2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。

3. 学生支援施設の充実に努める。

附属図書館のカフェテリアゾーンの整備等を行い、学生サービスの充実を図る。

4. その他

1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。

2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。

安全衛生管理委員会において、安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。

2. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。

① 学外教育における事故等リスクへの全学的対応を検討する。

② 学生、生徒への確実迅速な緊急時連絡システムを検討し、可能なものに関して導入を開始する。

③ 自転車通学許可者に対し、地元警察署員に道路交通法改正を説明してもらい、安全運転の周知を図る。

3. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。

国立大学協会総合損害保険制度において、想定しうるリスクについてはほぼ全てをカバーしているが、各々の事例に、より効果的に対応できる新たな保険商品がないか、費用対効果を勘案しながら引き続き情報収集を行う。

◇災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策

1. 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。

2. 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。

附属学校で導入したメール連絡網の導入状況を検証しつつ、現状のはがきによる安否確認の方法に加え、携帯電話による災害用伝言板やメールでの活用を検討する。

3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。

耐震補強工事を進め、安全管理に関する安全設備の保全に努める。

4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、防犯に対する配慮の検討を行う。

防犯体制の強化を図る。

5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。

文京区と協力して、教職員、学生・生徒等を対象に防災訓練等を行う。

6. 危機管理意識の高揚を図る。

5年計画での非常用食料1万食の確保をめざし、平成20年度は2千食の購入を引き続き行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

12億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

大塚1団地の土地の一部（東京都文京区大塚2丁目1番1号87.82㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・耐震対策事業（大塚1）校舎改修 理学部1号館（耐震改修） 理学部2号館（耐震改修） 附属高等学校校舎（耐震改修） 附属小学校体育館（耐震改修） ・小規模改修	総額 808	施設整備費補助金（782） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金（26）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針について

雇用方針、人事交流方針及び職員の養成

- ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定
- ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進
- ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進
- ・事務職員の資質向上のための研修制度の充実
- ・職員の人事交流システムの構築
- ・中長期的な観点に立った適切な人員管理

平成20年度の常勤職員数 388人

また、任期付職員数の見込みを50人とする。

平成20年度の人件費総額見込み 4,582百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	8,584
運営費交付金	4,878
施設整備費補助金	782
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	259
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	1,611
授業料及入学金検定料収入	1,532
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	79
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	862
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	166
計	8,584
支 出	8,584
業務費	5,375
教育研究経費	5,375
診療経費	0
一般管理費	1,278
施設整備費	808
船舶建造費	0
補助金等	259
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	862
貸付金	2
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	8,584

[人件費の見積り]

期間中総額4,582百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額3,823百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基いて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越額782百万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	8,167
業務費	7,541
教育研究経費	1,599
診療経費	0
受託研究費等	646
役員人件費	90
教員人件費	4,434
職員人件費	772
一般管理費	489
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	137
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	8,001
運営費交付金	4,844
授業料収益	1,456
入学金収益	254
検定料収益	76
附属病院収益	0
受託研究等収益	646
補助金等収益	259
寄附金収益	196
財務収益	0
雑益	133
資産見返運営費交付金戻入	78
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄付金戻入	43
資産見返物品受贈額戻入	12
臨時利益	0
純利益	△ 166
目的積立金取崩益	166
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,097
業務活動による支出	7,555
投資活動による支出	1,028
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	514
資金収入	9,097
業務活動による収入	7,609
運営費交付金による収入	4,878
授業料及入学金検定料による収入	1,532
附属病院収入	0
受託研究等収入	646
補助金等収入	259
寄附金収入	215
その他の収入	79
投資活動による収入	808
施設費による収入	808
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	680

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

文教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
生活科学部	食物栄養学科	144人
	人間・環境科学科	96人
	人間生活学科	260人
	学部共通	20人
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻（修士課程）	120人
	人間発達科学専攻（修士課程）	54人
	ジェンダー社会科学専攻（修士課程）	36人
	ライフサイエンス専攻（修士課程）	94人
	理学専攻（修士課程）	102人
	比較社会文化学専攻（博士課程）	81人
	人間発達科学専攻（博士課程）	39人
	ジェンダー学際研究専攻（博士課程）	12人
	ライフサイエンス専攻（博士課程）	46人
	理学専攻（博士課程）	41人
附属小学校	765人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数21（帰国子女教育学級3を含む）	
附属中学校	405人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数12（帰国子女教育学級3を含む）	
附属高等学校	360人 学級数9	
附属幼稚園	180人 学級数6	